

市町村民税の所得割額(A)、県民税の所得割額(B)を試算表に入力。

平成 年度 給与所得等に係る市市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の所得区分	営業等	農業	不動産	配当	給付	雑	譲渡一時	
	給与所得			所得区分							
	その他の所得計			総所得金額							

所得控除	雑損		障・寡・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計		

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

課税標準	総所得																		
	山林所得																		
	分離短期譲渡																		
	分離長期譲渡																		
	株式等の譲渡																		
準	上場株式等の配当等																		
	先物取引																		
控配	扶養親族該当区分					本人該当区分													
	特	同	老	16歳未満	その他	同	特	他	未	特	他	寡	特	寡	夫	勤	学	生	

税額	市町村民税	税額控除前所得割額	
		税額控除額	
		所得割額 (A)	
		均等割額	
	県民税	税額控除前所得割額	
		税額控除額	
		所得割額 (B)	
		均等割額	
		特別徴収税額	
		控除不足額	
		既充当額	
		既納付額	
		差引納付額 (- - ,)	
		変更前税額	
		増減額 (-)	
	変更月	月	

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

1. 課税証明書(市町村役場、出張所で発行。形式は市町村により異なる。)
2. 県民税・市民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」(職場を通じて6月頃配布。)
3. 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付。)

(注)源泉徴収票では確認できません。

税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をしてください。